

奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十五号

奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年十月奈良県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「五年間」を「十年間」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。